○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援

保高

険 稲

課祉

:

同

:

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス

告

示

目

次

出

先 機

関

県上

民 地

局域

:

ᄪ

名

称

祉村法社 協社 議会 藩福 田祉

示

○右

県東 林

局域

:

課

同 同民地

: :

ᄪ 껃 \equiv \equiv

指定居宅介護

同......

同.....

○林業用種苗生産事業者の登録の変更……………………

公

告

(水産振興課)

:

 \equiv

同

: =

○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地

)児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定………

みこ

課も

: : :

ど同 同

ら

第四千三百六十四号

平成一 十月十八日 二十九年 二十九年

第七十八条第二号の規定により公示する。

祉村法社 協社人会 氏名 称 指完

青森県告示第七百十七号

第八十五条第二号の規定により公示する。 定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、 次の指 同法

平成二十九年十月十八日

青森県知事

三

村

申

吾

田 三 五 の 八 四 上 当 軽 郡 郡 選 田 大 実 瀬 北 実 山 山 大 に の 山 大 に の 山 に に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	所 在 地	介護支援事業者
援宅協蓬 事介指田 業護定村 所支居社	名称	事名介護支
田 三 五 の 八 四 山 大 字 瀬 辺 地 字 山 山 村	所 在 地	業業を行う
完平 成 で 六	年届廃 月 止 日出の	
元平 ・成 ・ :=:	年廃 月 日止	

青森県告示第七百十六号

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

平成二十九年十月十八日

青森県知事

三

村

申

吾

議会蓬福会福田祉	名は	定居宅サ
田三五の八四 大字瀬辺地字山 の八四 山村	所在地又は住所主たる事務所の	サービス事業者
護訪 問 介	類ス の 種	
業問協 所 新 業 言 詩 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 と	名称	行居宅サー
八四 マコー マコー マコー マー マー 大字瀬 変 の 地 の 地 の の の も の の も る ら る ら る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	所 在 地	事 業 所
完成が、	年届廃 月 止 日出の	
元・八二二元・九三〇 平成 平成	年廃 月 日止	

青森県告示第七百十八号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっの護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

社村法社 協社 議会福 会福	氏名称又は名	事 定介護
田三五の八四 大字瀬辺地字山 山 会田村	所在地又は住所主たる事務所の	学 者
介防介 護訪護 問予	種ビ 類ス の	
業問協蓬 所介指田 護定村 事訪社	名称	事業を予
八字村大字村 四田田 三五辺田 三五辺地田 の地田	所 在 地	行う事業所
元・八六	年居 月 日日	
元・成・元・三〇	年廃 月 日止	

青森県告示第七百十九号

一号の規定により公示する。の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の三第一項社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

01人	番	登
400	号	録
元平	年	登
元 成 ①:	月	
二	日	録
リ法社ン人会	名	氏名
グス福	称	艾
プ祉		
七平字八 六妙戸	1	È
の字市		_
二西大	Ē	ተ
リイム老特ンン福人別	名	事
グス寿ホ養 プ草 護	称	業
七平字八	所	未
- 六妙戸 の字市	在	所
二西大	地	//1
高平	年	产業
一成	月	務開
_	日気	已始
福介 祉護	ħ	崩
協夫		
設人	考	

七百

0二五五00

"

リ法社 ン人会 グス福 で プ

七平字八 六妙戸 の字市 二西大

リイム老特 ンン福人別 グス寿ホ養 プ草 l 護

七平字八 六妙戸 の字市 二西大

"

生短期入 護

定により公示する。 児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により、小児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

平成二十九年十月十八日

青森県知事

三

村

申

吾

名
称
所
在
地
年指 月 日定

青森県告示第七百二十一号

同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。とおり指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の十四の規定により、次の

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変	変	区
変更後	変更前	分
病津 院軽		名
保健生活協同組合健生		称
弘前市大字扇町一	弘前市大京	所
	弘前市大字野田二丁目二の	在
丁目二の二	1日二の一	地
二九・一〇・ 一	平成	年変 月 日更

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申

吾

青森市大字後潟字大原一四 青森市大字後潟字大原八七の三 青森市大字後潟字平野一八の四 発 起 人 0) 住 所 及 び 工藤 氏 西谷 神山 名 美智麿 文昭 義照 後潟 加入区の名称

公

拦

林業用種苗生産事業者の登録の変更

で、同法第十六条第二項の規定により公告する。おり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったの林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のと

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村 申

吾

七

取消しの原因となった事実

変更後	変更前	S S	
三六		番登号録	
三平 · 成 三 元		年月日	登 録
山 田 健		は 名 名 入	生産
八七丁一い上 の目川ら北 一一目せ郡 〇二四町お	の番東十 一町二和 〇二十田 八三市	住所	事 業 者
精力	•	種	内生
選り		穂	産事業
成木外幼育幼 のの苗成苗		苗	_業
育苗以	の	木	容の
種山 苗田		名称	事
川せお上 目町い北 一ら郡	川せお上 目町い北 二ら郡	所在地	業所
完平 二 0· 三		年月日	変更

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村

申

吾

一 商号又は名称 福基建設

二 氏名 福井基

 \equiv

許可番号 青森県知事許可(般―二八)第五〇号主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸山居六二

□ 又当三十二 立之二 L三 LⅠ 一 LⅠ 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)等

五 取消年月日 平成二十九年九月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事

る。

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十九年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十九年十月十八日

青森県知事

三

村

申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 工藤貢愼 角弘エスアンドエー株式会社

三 主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般—二四) 第一〇〇六四六号

Ŧī. 取消年月日 平成二十九年九月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十九年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成二十九年十月十八日

青森県知事 三 村

申

吾

商号又は名称

氏名 赤坂專治郎

 \equiv 主たる営業所の所在地 青森市大字西田沢字浜田一三七

許可番号 青森県知事許可 (般—二七) 第一〇〇五八一号

取消年月日 平成二十九年九月二十六日

Ŧī. 四

六

取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、 舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

る。 により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十九年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

先 機

関

出

土地改良事業の工事の完了

二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する 上北地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和

平成二十九年十月十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

(農道整備

県営土地改良事業の名称 農村振興総合整備事業 (農業用用排水施設整備)

工事完了年月日

平成二十九年九月五日

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

県号

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭